



第 1 回社債型種類株式に関するQ&A

ANAホールディングス株式会社

2025年11月10日

本Q & Aは第1回社債型種類株式の発行決議に伴い、2025年4月30日付で公表致しました「社債型種類株式に関するQ & A」の内容を更新したものです。

第1回社債型種類株式に関するQ&A



質問	回答
1. 社債型種類株式の意義、目的は何か	■ 当社は、コロナ禍における事業構造改革を経て、足元で業績を急速に改善してまいりました。今後は、2030年度に目指す姿の実現に向けた新たな成長ステージへと移行します。 ■ 2029年の成田空港の発着枠拡大をはじめ航空事業は大きな成長機会が控えており、成長機会を前にした航空機投資に係る成長投資資金の確保と、コロナ禍において普通株主の皆様から払い込まれた資本の一部返還とEPS(1株当たり純利益)の向上を目的とした自己株式取得資金の確保に向けて、希薄化を伴わず資本を増強することができる「第二の資本」として社債型種類株式の発行を決議致しました。 ■ 成長資金の確保と同時に、社債型種類株式の発行と自己株式取得を組み合わせることで、財務健全性の維持・向上及び資本効率の向上を、高い次元でバランスよく実現することができます。
2. 社債型種類株式の特徴は何か	■ 会社法上の株式ですが、株式と社債の中間的性格を有するハイブリッド・ファイナンスで、商品性はハイブリッド社債に類似しています。 ■ 社債型種類株式には議決権や普通株式への転換権がなく、一定期間は固定の優先配当金が支払われます。また、社債型種類株式の配当や残余財産の分配順位は普通株式に優先し、発行時に定めた優先配当金以上の配当が行われない非参加型です。 ■ 普通株式とは別に、東京証券取引所プライム市場に上場して、幅広い投資家へ投資機会を提供することを企図しています。
3. ハイブリッド社債・ハイブリッドローンとの類似点及び相違点は何か	■ ハイブリッド社債・ハイブリッドローンと同様、第1回社債型種類株式では、格付会社（R&I及びJCR）より発行額の50%に対して格付上の資本性の認定を取得します。 ■ 他方で、社債型種類株式では、会計上の自己資本を拡充できる点が異なります。加えて、社債型種類株式は東京証券取引所プライム市場への上場を通じて幅広い投資家に検討いただける商品（NISA対象）です。 ■ なお、第1回社債型種類株式と、2020年10月30日付で実行されたハイブリッドローン（トランシェB、初回期限前弁済可能日：2027年10月29日、借入額：2,000億円）への配当・利払を行う場合には、同順位での支払いを想定しています。



第1回社債型種類株式に関するQ&A

質問	回答
4. 第1回社債型種類株式の資金使途は何か	■ 第1回社債型種類株式による調達資金のうち、1,000億円を拡大する航空需要の取り込み及び利益成長を目的として、ボーイング787型機、ボーイング777-9型機、ボーイング737-8型機、エアバスA320neo型機及びエアバスA321neo型機を中心とした航空機の導入に関する設備投資資金に充当します。 ■ 調達資金のうち残り約940億円と、手元流動性約560億円を合わせて、上限1,500億円を自己株式取得資金に充当予定です。当該自己株式取得は、コロナ禍において普通株主の皆様から払い込まれた資本の一部返還とEPS(1株当たり純利益)の向上を図るとともに、資本構成の最適化を目指し行うものです。 ■ 自己株式取得の詳細については、下記をご参照下さい。 自己株式取得に係る事項の決定及び自己株式の消却に関するお知らせ
5. 第1回社債型種類株式はどのような発行形態を想定しているか	■ 第1回社債型種類株式は国内における一般公募を通じ、個人投資家をはじめとする幅広い投資家にご投資いただくことを想定しています。 ■ 当社の普通株主である皆様にもご購入いただけます。
6. 第1回社債型種類株式の発行スケジュールはどのような予定か	■ 第1回社債型種類株式の発行条件は2025年11月21日（金）から2025年11月26日（水）までのいずれかの日に決定され、2025年12月12日（金）に払込み、2025年12月15日（月）に東京証券取引所プライム市場に上場となる予定です。
7. 第1回社債型種類株式の発行価格はいくらか	■ 第1回社債型種類株式の発行価格は5,000円となります。
8. 東京証券取引所プライム市場での売買はいつから可能で、売買単位は何株か	■ 第1回社債型種類株式は上場日（2025年12月15日）以降、東京証券取引所プライム市場にて売買が可能です。 ■ 第1回社債型種類株式の売買単位は普通株式同様、1 単位当たり100株となります。



第1回社債型種類株式に関するQ&A

質問	回答
9. 第1回社債型種類株式の固定配当はどのように決定されるのか	■ 第1回社債型種類株式の固定配当は、当社が受領した第1回社債型種類株式の公正価値に関する評価報告書並びに当社と同程度の信用格付を取得している事業会社が発行している劣後特約付社債等の市場価格等及び他の事業会社が発行した社債型種類株式の市場価格等を総合的に踏まえて設定した仮条件（年3.50%以上、年4.00%以下）を基に、投資家の需要状況等を勘案してブックビルディング方式と同様の方式によって決定します。 ■ 変動配当（2031年10月1日以降）は、基準金利（1年国債金利）に当初配当決定時に決定したスプレッド及び1%を加えた配当年率が適用されます。
10. 第1回社債型種類株式の発行が普通株式の配当方針に影響を与えないか	■ 当社は、普通株主の皆様に対する還元を経営の重要課題と認識しており、将来の事業展開に備えた成長投資の原資の確保に加え、財務基盤等の強化に向けた株主資本の蓄積にも留意しながら、株主還元を充実させていきたいと考えています。したがって、第1回社債型種類株式の発行を行ったとしても、普通株式の配当方針に影響を与えることは想定しておりません。
11. 第1回社債型種類株式の発行が普通株式の株主優待に影響を与えないか	■ 社債型種類株式の株主には株主優待を付与する予定はありません。従って、普通株式の株主優待に影響を与えることは想定しておりません。
12. 5年後に、第1回社債型種類株式を金銭対価で取得（コール）する予定なのか	■ ハイブリッド調達の市場慣行として、多くの投資家が当社による取得（コール）が可能となる発行日の5年後（2030年12月12日）から配当がステップアップする日の前日（2031年9月30日）までに、当社による取得が行われることを期待している点は十分に認識しております。 ■ これらを踏まえ、当社が第1回社債型種類株式を金銭対価で取得（コール）するかは、その時点の事業・財務状況や市場環境等を総合的に勘案して判断します。

免責事項

この文書は当社の第1回社債型種類株式に関して一般に公表するための参考資料であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘またはそれに類する行為のために作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する発行登録目論見書、発行登録追補目論見書およびそれらの訂正事項分（作成された場合）をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いします。また、この文書は米国における証券の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行うまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集または販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。当該目論見書は、当該証券の発行会社または売出人より入手することができますが、これには、発行会社およびその経営陣に関する詳細な情報ならびにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。